（様式第６－８号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年7月1日

越　谷　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				新方地域	無	R1　～　R5	いきいきふなと
○				新方地域	無	R2　～　R6	北川崎自然保全会
○				新方地域	無	R2　～　R6	大吉・向畑水田保全組合
○				増林地域	無	H29　～　R3	上組一区農地保全組合
○				荻島地域	無	R2　～　R6	西新井・北後谷土木委員会
○				増林地域	無	R2　～　R6	中山中農木会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	